

石川県公報

平成 28 年 4 月 25 日 (月曜日)

号 外

(第 42 号)

目 次

<p>人事委員会</p> <p>○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 1</p>	<p>○公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 2</p>
--	--

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年四月二十五日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第九号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

<p>別表第十知事の事務部局の部歴史博物館の項中</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>副館長</td><td rowspan="2" style="text-align: center;">五種</td></tr> <tr><td>学芸主幹</td></tr> </table>	副館長	五種	学芸主幹	を			
副館長	五種						
学芸主幹							
<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>副館長</td><td rowspan="3" style="text-align: center;">五種</td></tr> <tr><td>学芸主幹</td></tr> <tr><td>総務課長</td></tr> </table>	副館長	五種	学芸主幹	総務課長	に改め、同部農林総合研究センターの項中		
副館長	五種						
学芸主幹							
総務課長							
<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>部長（管理部長及び総合研究部長を除く。）</td><td rowspan="4" style="text-align: center;">五種</td></tr> <tr><td>中央普及支援センター長</td></tr> <tr><td>石川ウッドセンター所長</td></tr> <tr><td>室長</td></tr> </table>	部長（管理部長及び総合研究部長を除く。）	五種	中央普及支援センター長	石川ウッドセンター所長	室長	を	
部長（管理部長及び総合研究部長を除く。）	五種						
中央普及支援センター長							
石川ウッドセンター所長							
室長							
<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>部長（管理部長及び総合研究部長を除く。）</td><td rowspan="5" style="text-align: center;">五種</td></tr> <tr><td>中央普及支援センター長</td></tr> <tr><td>石川ウッドセンター所長</td></tr> <tr><td>室長</td></tr> <tr><td>主任研究員</td></tr> </table>	部長（管理部長及び総合研究部長を除く。）	五種	中央普及支援センター長	石川ウッドセンター所長	室長	主任研究員	に改め、同表教育委員会の部事務局の項中
部長（管理部長及び総合研究部長を除く。）	五種						
中央普及支援センター長							
石川ウッドセンター所長							
室長							
主任研究員							
<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>課長</td><td rowspan="5" style="text-align: center;">三種</td></tr> <tr><td>教育振興推進室長</td></tr> <tr><td>教員指導力向上推進室長</td></tr> <tr><td>人権教育推進室次長</td></tr> <tr><td>世界遺産推進室次長</td></tr> </table>	課長	三種	教育振興推進室長	教員指導力向上推進室長	人権教育推進室次長	世界遺産推進室次長	を
課長	三種						
教育振興推進室長							
教員指導力向上推進室長							
人権教育推進室次長							
世界遺産推進室次長							

課 長	三 種
教員指導力向上推進室長	
人権教育推進室次長	
世界遺産推進室次長	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第十の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十五日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十号

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則(平成十四年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「公益財団法人いしかわ子育て支援財団」を「公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。